（証券コード6246）
2021年６月７日

株　主　各　位

大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号
株式会社テクノスマート
取締役社長　柳井　正巳

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月23日（水曜日）午後５時35分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。
敬　具

記

1. **日　時**　2021年６月24日（木曜日）午前10時
2. **場　所**　大阪市中央区北久宝寺町三丁目５番12号
御堂筋本町アーバンビル11階
一般社団法人鐵鋼會館 5・6号会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項　第87期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.technosmart.co.jp）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス対策につきまして、別紙をご覧ください。】

（添付書類）

事　業　報　告（2020年４月１日から 2021年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①経済情勢及び業界の概況

当事業年度における経済環境は、新型コロナウイルスの感染拡大により世界中の経済活動が大きく制限されたため、大幅に悪化いたしました。このため、当社の業績は大きく落ち込む結果となりましたが、中国では早期に経済活動が再開され、各国でワクチン接種が進んできたことに伴い、今年に入ってから経済活動の活発化が見られ、当社を取り巻く状況が好転しつつあります。

このような状況下において、当社は大きな成長が見込まれる電気自動車用リチウムイオン二次電池の電極用やセパレータ用及び燃料電池用塗工乾燥装置、液晶テレビやスマートフォン・タブレット端末用の光学フイルムやタッチパネル用塗工乾燥装置及び電子部品関連塗工乾燥装置の受注強化に取り組んでまいりました。

当社の関係する国内外の光学系フイルム業界や電気自動車関連業界では、新型コロナウイルス感染症の影響もあってしばらく設備投資の停滞が続いておりましたが、今年に入り急激に投資活動を再開する明るい動きが見られます。電気自動車関連業界では、これまで電気自動車用リチウムイオン二次電池用電極塗工ラインの主要マーケットであった東アジアに加え、今後は欧米が巨大なマーケットとなるのは確実で、欧米での積極的な受注活動を展開いたします。

②売上及び損益の概況

売上高は、8,069百万円(前期比51.9%減)となりました。主な最終製品別売上高は、ディスプレイ部品関連機器が1,420百万円(前期比84.9%減)、機能性紙・フイルム関連塗工機器が4,234百万円(前期比87.6%増)、エネルギー関連機器が905百万円(前期比77.1%減)となりました。売上高に占める輸出の割合は、31.2%(前期は80.3%)となりました。売上総利益は、1,421百万円(前期比65.8%減)、売上総利益率は、17.6%(前期は24.7%)となりました。販売費及び一般管理費は585百万円(前期比44.3%減)となりました。営業利益は、836百万円(前期比73.1%減)、経常利益は、909百万円(前期比71.1%減)、当期純利益は、576百万円(前期比71.6%減)となりました。

③受注の概況

受注高は、16,771百万円(前期比82.7%増)、その内輸出受注高は、12,030百万円(前期比191.3%増)となりました。受注高に占める輸出の割合は、71.7%(前期は45.0%)となりました。受注残高は、14,881百万円(前期比140.8%増)、その内輸出受注残高は、11,725百万円(前期比429.3%増)となりました。受注残高に占める輸出の割合は、78.8%(前期は35.8%)となりました。

海外への輸出については、新型コロナウイルス感染防止のため、依然として海外との往来に制限がかかったままですが、当社の関係の深い中国では一早く経済の回復が見られ、今年に入り有望案件も急増し、それに伴い当社への大型案件の引き合いが増えてきており、第４四半期には大型受注を獲得することができました。

これまで低迷気味であった国内受注については、少し回復の動きが見られますが、国内外の設備メーカーとの価格競争は依然として厳しいものとなっております。今後も光学フイルム関連設備と合わせて、二次電池及び燃料電池などのエネルギー関連業界に対する更なる販売強化と、次世代５Ｇ向け先端材料や全固体電池等への取り組みも積極的に行ってまいります。

④研究開発活動

スマートフォン・タブレット端末、タッチパネル用のハードコートフイルム、反射防止フイルム、透明導電性フイルム、ＭＬＣＣ用途に対する薄膜塗工が可能なＦＫＧコーター、ナノコーター、ＶＣＤダイコーターに加え、生産効率の向上を目指したリチウムイオン二次電池電極製造用の高速間欠塗工装置、塗工膜厚制御の自動化やセパレータ用の高速両面同時塗工装置及び高速スプライス装置などの開発を行っております。更に、塗工目的に応じた多種の最新のカセットチェンジコーターを揃えたテスト用クリーンパイロットコーターで、顧客との共同研究開発を行っております。

機種別の売上高、受注高及び受注残高は次のとおりであります。

機種別	売上高	構成比	受注高	構成比	受注残高	構成比
塗工機械	7,518百万円	93.2%	15,092百万円	90.0%	13,633百万円	91.6%
化工機械	343	4.2	1,479	8.8	1,225	8.2
その他	208	2.6	199	1.2	22	0.2
計	8,069	100.0	16,771	100.0	14,881	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は431百万円で、主に現在進行中の滋賀工場の改修工事であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では昨年から新型コロナウイルス感染防止のため、時差出勤や在宅勤務及びリモートワークを続けており、海外の客先とは殆どがリモート会議となっております。日本でもワクチン接種が始まりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、この状況は暫く続くものと思われます。

昨年は、新型コロナウイルス感染防止のため、海外での据付や試運転を中断せざるを得ない時期がありましたが、現在は、客先のニーズに応えるべく当社従業員が現地で一定期間の隔離を受けることで、その後はこれまでどおりの仕事はすることができ、効率の悪さはあるものの概ね以前の状況に戻っております。

当社の関連する業界では、スマートフォン・タブレット端末及び液晶テレビ、またＩＴ関連のウエアラブル情報端末や、付属するタッチセンサーの光学系フイルム関連業界などの底堅い需要に加え、ＥＶ車、ＨＥＶ車、ＰＨＥＶ車及びＦＣ車などの二次電池用エネルギー関連業界も、グローバルな展開により今後も更に伸びが期待されます。

またこれからの成長に期待のかかる次世代新型二次電池などを、顧客との共同研究開発により進めてまいります。

ＡＩ、ビッグデータ、ＩｏＴ対応、安全・安心・安定な設備、自動車やドローン及びロボットなどを含めた完全自動運転技術、省エネルギー対策及び節電・蓄電対策、地球温暖化対策、高速通信規格（５Ｇ）がキーワードで、当社でもこれらに関連する分野への更なる進出や、工場再編計画による生産効率の向上と、新型テストコーターの増設計画の推進、及び海外へのグローバル展開を積極的にスピーディーに展開していく予定です。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	2017年度 2017/4～2018/3 第 84 期	2018年度 2018/4～2019/3 第 85 期	2019年度 2019/4～2020/3 第 86 期	2020年度 2020/4～2021/3 (当期)第87期
売　上　高（百万円）	14,285	17,492	16,785	8,069
経 常 利 益（百万円）	1,281	2,380	3,142	909
当 期 純 利 益（百万円）	890	1,626	2,033	576
1株当たり当期純利益(円)	83.14	131.95	164.06	46.53
総　資　産（百万円）	19,391	24,435	22,926	22,186
純　資　産（百万円）	12,832	14,974	16,428	16,736
1株当たり純資産(円)	1,118.59	1,208.09	1,325.37	1,350.28
受　注　高（百万円）	18,553	18,666	9,179	16,771
受 注 残 高（百万円）	12,611	13,785	6,180	14,881

(6) 主要な事業内容

各種紙やフイルムに関する塗工乾燥・熱処理装置、金属箔や不織布に関する塗工乾燥・熱処理装置、化工機、公害防止機器、熱交換器等の設計・製作・販売並びにこれらに付帯または関連する事業を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

本　　社　　大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号
営 業 所　　東京支店（東京都中央区）
工　　場　　滋賀工場（滋賀県野洲市）

（注）滋賀工場は、2021年４月１日付けで滋賀事業所に名称変更いたしました。

(8) 従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
236名	６名減	42歳３ヵ月	16年７ヵ月

(9) 主要な借入先

借　　入　　先	借入残高
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	2,956千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　25,000,000株

(2) 発行済株式の総数　12,401,720株（自己株式6,748株を含む）

(3) 株主数　3,288名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
光通信株式会社	1,907,200	15.39
テクノスマート取引先持株会	1,398,200	11.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	582,200	4.70
立花証券株式会社	516,000	4.16
株式会社滋賀銀行	321,875	2.60
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	308,800	2.49
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	287,752	2.32
椿本興業株式会社	278,250	2.24
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE	272,700	2.20
東京産業株式会社	240,000	1.94

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳　井　正　巳	
常 務 取 締 役	飯　田　陽　弘	技術、製造、資材担当
取　締　役	山　田　　靖	管理部統括部長
取　締　役	下　村　壽　一	技術部統括部長兼情報システム部部長
取　締　役	榎　本　一　郎	営業部統括部長兼東京支店長
取　締　役 （監査等委員）	矢井田　　修	日本不織布協会 顧問・技術委員会委員長・環境委員会委員長 一般社団法人日本繊維機械学会 不織布研究会委員長 繊維加工技術研究会 会長
取　締　役 （監査等委員）	青　木　　透	キャリバーマネジメント AOKI 代表 兼 株式会社Consulente HYAKUNEN 最高顧問
取　締　役 （監査等委員）	増　市　　徹	共栄法律事務所パートナー 法務省 人権擁護委員、大阪簡易裁判所 調停委員、大阪地方裁判所 調停委員

（注）1. 取締役（監査等委員）のうち、増市　徹氏は2020年６月25日開催の第86期定時株主総会において補欠の取締役（監査等委員）に選任されており、波多江嘉度氏の退任に伴い、2021年２月17日に取締役（監査等委員）に就任いたしました。

2. 取締役（監査等委員）矢井田　修、青木　透及び増市　徹の３氏は、社外取締役であります。なお、３氏は東京証券取引所に独立役員として届出済であります。

3. 当社は、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しております。当社の監査等委員会は、常勤の内部監査担当者から取締役の業務執行の状況等について定期的に報告を受けており、当社は、内部統制システムを通じて監査等委員会が主体となって組織的な監査を実施しておりますため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4. 当社と取締役（監査等委員）矢井田　修、青木　透及び増市　徹の３氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
また2021年２月11日をもって退任いたしました取締役（監査等委員）波多江　嘉度氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(2) 事業年度中に退任した取締役（監査等委員）

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
波 多 江 嘉 度	2021年２月11日	逝　　去	社外取締役（監査等委員） 株式会社サンビジネスサポート代表取締役

(3) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月12日の取締役会において決議いたしました。

ア．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、この方針について同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう企業業績と連動した報酬体系とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、業務執行取締役の報酬は、月例報酬（固定制）及び利益連動報酬（業績連動制）により構成し、社外取締役については、監督機能を担うという職務に鑑み、月例報酬のみとする。また、個人別の報酬等の額及び内容の決定は、取締役会の決議によるものとする。

イ．月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の月例報酬は金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績及び担当部門の業績、他社水準、従業員給与の水準、中長期的な業績見通しを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ．利益連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

利益連動報酬は、適切なリスクテイクを促進し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の経常利益を基に算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。但し、毎年その内容（個人別配分率、支払い上限額等）につき、監査等委員により適正である旨の確認を得るものとする。

エ．月例報酬の額、利益連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

適切なリスクテイクを促進し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、当社の業績動向、他社水準等に鑑み、その割合が適正であるかどうかを判断するものとする。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由は、以下のとおりであります。

利益連動報酬につきましては、監査等委員により適正である旨の確認を得ており、また月例報酬及び利益連動報酬の個人別の額及び配分比率につきましては、取締役会において検討の後、監査等委員である取締役を含め全員一致で決定されているため、その内容が決定方針に沿うものと判断いたしております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （監査等委員を除く）	65,335	43,560	21,775	－	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,370 (17,370)	17,370 (17,370)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合　　計 （うち社外役員）	82,705 (17,370)	60,930 (17,370)	21,775 (－)	－ (－)	１０ (4)

（注）1. 上記には、2020年６月25日開催の第86期定時株主総会終結をもって退任した取締役（監査等委員を除く）１名及び2021年２月11日に退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益であり、当該業績指標を選定した理由は、経常利益は企業が毎年行う経常的な活動に伴う利益を判断するに適した指標であると判断しているためであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、経常利益額に役員賞与引当金計上額を加算した額に、予め取締役会において決定した取締役の職位による比率を掛けて算出しております。なお、当事業年度を含む経常利益の推移は、「1.（5）直前三事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、2019年６月25日開催の第85期定時株主総会において、「年額280,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。）」と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は６名です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬等の総額は、2015年６月25日開催の第81期定時株主総会において、「年額40,000千円以内」と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名です。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

社外取締役であります取締役（監査等委員）矢井田　修氏、青木　透氏及び増市　徹氏の重要な兼職の状況は「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。また、2021年2月11日に退任いたしました波多江嘉度氏の重要な兼職の状況は、「(2) 事業年度中に退任した取締役（監査等委員）」に記載のとおりであります。当社と各氏の兼職先の間には、特別の関係はありません。

②当社における活動状況

取締役（監査等委員）矢井田　修氏及び青木　透氏は、当事業年度に開催の取締役会11回及び監査等委員会11回の全てに出席、増市　徹氏は、2021年２月17日の就任後に開催された当事業年度の取締役会１回及び監査等委員会１回に出席、また波多江嘉度氏は、2021年２月11日に退任するまでに開催された当事業年度の取締役会10回及び監査等委員会10回中、各９回に出席しております。

各社外取締役の発言状況及びその他の活動状況としては、矢井田氏には主に機械工学の専門家としての知識や経験、青木氏には主に企業コンサルティングの知識や経験、増市氏には主に法律の専門家としての知識や経験、波多江氏には主に金融機関等での知識や経験を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、各氏とも取締役会等において当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。また、各社外取締役とも、コロナ禍における事業展開について、当社を取り巻く業界の動向や景気の見通し、その他リスク等についても、それぞれの知識や経験から適時提言や発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,240千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,240

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5.　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための基本方針

当社は、業務の適正を確保し企業統治の強化及び質の向上に資するため、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、一部改定を行いながら基本方針に基づいて内部統制の運用を行っております。下記はその基本方針の概要であります。

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制

第１条 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び社員またはそれに準ずる者に法令・定款の遵守を徹底させるため、当社は企業行動指針を定め、また社員行動規範を守らせるためコンプライアンス委員会を設置し、違反行為があったときの報告体制として内部通報者制度を構築し、各部門のコンプライアンス委員からの実施状況の報告及び管理体制並びに研修体制を構築する。

また、当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、会社として毅然とした態度で対応する。

第２条 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報並びにリスク管理及びコンプライアンスに関する情報を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制に整備し、文書管理規程を制定する。

第３条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすあらゆるリスクを認識し、評価する仕組みを整備し、リスク管理の実効性を確保するためコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、それら各委員会の職務権限と責任を明確にした体制を整備する。また経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生するおそれが起こった場合の体制を整備し、再発防止策等リスク管理規程・コンプライアンス規程を制定する。

第４条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限と担当業務を明確にし、経営会議で経営計画及び予算を立案し、その目標に向け具体案を立案・実行する。

Ⅱ．監査等委員会の職務の執行のため必要な体制

第１条 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会事務局を設置し、監査室のスタッフ（内部監査人）が監査等委員会事務局のスタッフを兼務する。
監査等委員会事務局の職務は、次のとおりとする。

① 監査等委員会議事録の作成
② 監査等委員会への資料の提供
③ その他監査等委員会の職務の補助

第２条 前条の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会事務局スタッフの任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。

第３条 監査等委員会の第１条の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前条に基づき取締役からの独立性を高められた監査等委員会事務局のスタッフが、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務遂行に必要な補助業務を実効的に行う。

第４条 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会の定めるところにより、以下の事項に関し、要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

① 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
② 重要な会計方針及び会計基準の決定並びにそれらの変更
③ 業績及び業績見込の発表内容並びに重要開示書類の内容
④ 内部通報制度の運用及び通報の内容
⑤ 決裁書及び議事録の内容

第５条 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者が不利な取扱いを受けることのないよう社内規程を整備し、これらの社内規程が適正に運用されているかを監査等委員会が確認する。

第６条 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の活動に必要な費用を予算化し、予算枠の範囲外の費用についても必要なものは随時支払う。

第７条 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と業務執行取締役との定期的な意見交換や、監査等委員が経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べる機会を確保する。また、監査等委員は、社長直轄の監査部門及び会計監査人から定期的に報告を受け、意見交換を行う。

監査等委員である取締役には、他の取締役及び使用人から独立した執務室を提供する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役会は、当事業年度は11回開催され、法令で定められた事項及び取締役会規程に定められた事項をはじめ、経営上の重要な案件について担当の取締役より報告を受け、審議を行っております。

② 受注動向、業務進捗状況、組織人事をはじめ、経営全般に亘る諸問題に迅速に対応するため経営会議を原則月２回開催しており、当事業年度は18回開催いたしました。

③ 内部統制が実効的に行われることを確保するためにCSR委員会を設置し、当社監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、当社の内部統制システムの構築、維持、是正処置と再発防止に向けた業務の見直しの検討等を行っております。当事業年度は４回開催しております。

④ 監査等委員会では、監査等委員会で定めた監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に基づき、監査の方針、監査計画を作成し、取締役及び監査室その他の従業員等の職務の執行状況について、書類の閲覧、実地調査、情報収集等を行い、監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受け意見交換等を行っております。

⑤ 監査室が年間の内部監査計画に基づき当社各部門に対し内部監査を実施し、その結果は、取締役会、CSR委員会及び監査等委員会に報告しております。

（注）1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,652,872**	**流動負債**	**4,149,746**
現金及び預金	10,461,183	買掛金	787,023
受取手形	15,915	電子記録債務	1,538,891
売掛金	4,884,809	１年内返済予定の長期借入金	2,956
電子記録債権	671,293	未払金	30,498
仕掛品	202,890	未払費用	63,640
原材料及び貯蔵品	49,771	未払法人税等	16,026
前渡金	143,316	未払消費税等	56,871
未収還付法人税等	205,220	前受金	1,458,800
その他	32,941	賞与引当金	118,745
貸倒引当金	△14,470	役員賞与引当金	21,775
固定資産	**5,534,098**	資産除去債務	1,499
（有形固定資産）	(3,925,384)	その他	53,015
建物	1,323,445	**固定負債**	**1,300,428**
構築物	31,723	再評価に係る繰延税金負債	483,283
機械及び装置	107,651	退職給付引当金	810,705
車両運搬具	10,583	資産除去債務	6,439
工具器具備品	17,477	**負債合計**	**5,450,175**
土地	2,001,209	**純資産の部**	
建設仮勘定	433,292	**株主資本**	**15,140,690**
（無形固定資産）	(12,537)	**資本金**	**1,953,930**
ソフトウェア	10,691	**資本剰余金**	**1,683,457**
その他	1,845	資本準備金	1,466,663
（投資その他の資産）	(1,596,177)	その他資本剰余金	216,793
投資有価証券	1,337,871	**利益剰余金**	**11,506,600**
出資金	15,458	利益準備金	109,922
長期前払費用	215	その他利益剰余金	11,396,678
繰延税金資産	143,252	別途積立金	6,500,000
その他	101,680	繰越利益剰余金	4,896,678
貸倒引当金	△2,300	**自己株式**	**△3,297**
資産合計	**22,186,971**	**評価・換算差額等**	**1,596,105**
		その他有価証券評価差額金	498,988
		繰延ヘッジ損益	9
		土地再評価差額金	1,097,107
		純資産合計	**16,736,795**
		負債・純資産合計	**22,186,971**

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**8,069,755**
売　　上　　原　　価		**6,648,613**
売　上　総　利　益		**1,421,141**
販売費及び一般管理費		**585,075**
営　業　利　益		**836,066**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	46	
受　取　配　当　金	33,198	
助　成　金　収　入	37,972	
受　取　賃　貸　料	3,669	
そ　　の　　他	5,519	80,406
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	689	
支　払　保　証　料	5,537	
そ　　の　　他	563	6,790
経　常　利　益		**909,681**
特　別　利　益		
固定資産売却益	3,365	
投資有価証券売却益	23,431	26,797
特　別　損　失		
固定資産除却損	4,119	
固定資産売却損	9,013	
工場建替関連費用	7,814	20,947
税引前当期純利益		**915,532**
法人税、住民税及び事業税	256,505	
法人税等調整額	82,219	338,725
当　期　純　利　益		**576,807**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から 2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2020年４月１日期首残高	1,953,930	1,466,663	216,793	1,683,457	109,922	6,500,000	4,759,166	11,369,088
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△446,221	△446,221
当期純利益							576,807	576,807
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							6,926	6,926
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	―	137,511	137,511
2021年３月31日期末残高	1,953,930	1,466,663	216,793	1,683,457	109,922	6,500,000	4,896,678	11,506,600

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年４月１日期首残高	△3,215	15,003,260	321,040	△197	1,104,033	1,424,877	16,428,137
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△446,221					△446,221
当期純利益		576,807					576,807
自己株式の取得	△81	△81					△81
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		6,926	177,947	206	△6,926	171,228	178,154
事業年度中の変動額合計	△81	137,430	177,947	206	△6,926	171,228	308,658
2021年３月31日期末残高	△3,297	15,140,690	498,988	9	1,097,107	1,596,105	16,736,795

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売買原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……個別原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　６～50年

機械及び装置　２～12年

(2) 無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度末負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……役員の賞与の支払いに備えて、会社が算定した支給見込額の当事業年度末負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による按分額を費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注製作の製品については工事進行基準を適用し、その他の受注製作の製品については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する製品の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法……支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……買掛金

ヘッジ方針……為替リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「助成金収入」は1,400千円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

工事進行基準が適用される受注制作の製品に関する売上高

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

　　工事進行基準による売上高　6,674,319千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

　　工事進行基準による売上高は、当事業年度末において収益総額、原価総額及び当事業年度末における進捗度を合理的に見積り、原価比例法によって金額を算定しております。

　　原価総額の見積りは、当事業年度末に製造中の製品の製造状況や請負契約の契約条件等を前提とし、これらに著しい変化はないものと仮定して作成しております。

　　しかしながら、顧客との交渉によって顧客が要求する仕様の内容が大幅に変化した場合、それによって収益総額が変動した場合、想定していなかった原価が発生した場合等により原価総額が変動した場合は、売上高が影響を受け、当社の業績を変動させる可能性があります。

　　なお、新型コロナウイルス感染症が会計上の見積りに与える影響は軽微であり、今後も著しい変化はないものと仮定して原価総額の見積りを行っておりますが、感染状況の変化等により見積りの前提条件の変更が必要となった場合には、原価総額の見積りが変更され翌事業年度の売上高に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券	408,538千円
上記担保に供している資産に係る債務の金額	
１年内返済予定の長期借入金	－千円
長期借入金	－千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,757,451千円

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布　法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布　法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布　政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額により算出
再評価を行った年月日	2001年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△324,758千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	12,401	－	－	12,401
合　計	12,401	－	－	12,401
自己株式				
普通株式	6	0	－	6
合　計	6	0	－	6

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2020年６月25日定時株主総会	普通株式	396,641千円	32円	2020年３月31日	2020年６月26日
2020年11月13日取締役会	普通株式	49,579千円	４円	2020年９月30日	2020年12月10日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2021年６月24日定時株主総会	普通株式	173,529千円	利益剰余金	14円	2021年３月31日	2021年６月25日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	42,971千円
未払事業税	3,254千円
投資有価証券評価損	28,931千円
退職給付引当金	247,913千円
その他	60,709千円
繰延税金資産小計	383,780千円
評価性引当額	△54,470千円
繰延税金資産合計	329,309千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	182,761千円
その他	3,296千円
繰延税金負債合計	186,057千円
繰延税金資産の純額	143,252千円
再評価に係る繰延税金負債計	483,283千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画に照らして、必要な長期資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時　価(※)	差　額
(1) 現金及び預金	10,461,183	10,461,183	―
(2) 受取手形及び売掛金	4,900,724	4,900,724	―
(3) 電子記録債権	671,293	671,293	―
(4) 未収還付法人税等	205,220	205,220	―
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	1,337,071	1,337,071	―
(6) 買掛金	(787,023)	(787,023)	―
(7) 電子記録債務	(1,538,891)	(1,538,891)	―
(8) 長期借入金	(2,956)	(2,955)	△0

（※）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）1.　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権並びに(4) 未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	438,919	1,145,937	707,018
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	216,402	191,133	△25,268
合　　計		655,321	1,337,071	681,750

(6) 買掛金並びに(7) 電子記録債務
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金
時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額800千円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,350円28銭
１株当たり当期純利益	46円53銭

（注）計算書類の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社テクノスマート
取締役会　御中

仰星監査法人
大阪事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　寺本　悟　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　濵田善彦　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テクノスマートの2020年４月１日から2021年３月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月24日

株式会社テクノスマート 監査等委員会

監査等委員　矢井田　　修　㊞

監査等委員　青　木　　透　㊞

監査等委員　増　市　　徹　㊞

(注1) 監査等委員矢井田 修、青木　透及び増市　徹は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

(注2) 監査等委員増市　徹は2021年2月17日、監査等委員波多江　嘉度氏の逝去に伴い、補欠の監査等委員より監査等委員に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査等委員から報告を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する継続的な配当を基本と考え、当期の業績、今後の経営環境及び事業展開のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、当期の期末配当につきましては、普通配当４円に特別配当として10円を加え、金14円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金14円（普通配当４円、特別配当10円）
総額 173,529,608円
これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、１株につき金18円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月25日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして監査等委員会において検討がなされましたが、各候補者の当事業年度における業務執行の状況、実績、経験等を踏まえ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	柳井正巳（やないまさみ） （1953年12月26日生）	1972年４月　当社入社 2004年４月　当社技術本部機械技術部次長 2007年４月　当社資材本部外注管理部次長 2008年４月　当社資材本部部長代理 2010年４月　当社資材本部部長 2013年10月　当社理事資材部部長 2014年６月　当社取締役管理統括部長 兼機械技術統括部長 2015年６月　当社取締役管理部統括部長 兼技術部統括部長 2016年６月　当社常務取締役技術部統括 兼資材部統括兼情報システム部統括 2017年６月　当社常務取締役技術部統括 兼資材部統括兼製造部統括 2019年４月　当社代表取締役社長 現在に至る	11,400株
	選任理由 当社の技術及び資材部門における豊富な経験や実績に加え、製造及び管理部門も含め会社全体を見据えた経営的見識を有し、強い指導力をもって経営全般について指揮・監督しており、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	飯田陽弘（いいだはるひろ） （1964年10月28日生）	1988年４月　当社入社 2010年４月　当社技術本部企画設計部次長 2012年４月　当社技術本部企画設計部部長代理 2013年４月　当社技術部企画設計グループ部長 2015年４月　当社理事技術部企画設計グループ 兼研究開発グループ部長 2015年６月　当社取締役技術部統括副部長 兼情報システム部部長 2016年６月　当社取締役営業部統括部長 兼東京支店長兼技術部企画設計 グループ長 2019年４月　当社常務取締役技術部統括兼製造部 統括兼資材部統括 2021年４月　当社常務取締役技術・製造・資材 統括兼滋賀事業所長 現在に至る	6,200株
	選任理由 当社の機械設計部門において豊富な経験・実績があり、営業部門においても受注獲得に貢献しており、経営に関する見識を有していることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	下村 壽一（しもむら としかず） （1971年８月13日生）	1994年４月　当社入社 2011年４月　当社機械技術部第一課次長 2013年４月　当社技術部機械技術第一グループ部長代理 2015年４月　当社技術部機械技術第一グループ部長 2015年10月　当社技術部機械技術第一グループグループマネージャー 2017年５月　当社理事技術部機械技術第一グループ グループマネージャー 2017年６月　当社取締役技術部統括部長兼情報システム部部長 2021年４月　当社取締役技術統括部長現在に至る	2,800株
	選任理由 当社の機械設計部門において豊富な経験・実績があり、当社の機械技術に精通しており、経営に関する見識を有していることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	榎本 一郎（えのもと いちろう） （1957年２月３日生）	1979年４月　丸紅株式会社入社 2001年10月　韓国丸紅株式会社機械部長 2002年１月　丸紅テクマテックス株式会社（現 丸紅テクノシステム株式会社）へ出向 2007年６月　同社取締役 2015年４月　同社へ転籍 2017年５月　同社取締役退任 2017年６月　当社入社 営業部東京支店担当部長 2018年４月　当社理事営業部東京支店グループマネージャー 2019年４月　当社理事営業部営業部長兼東京支店長 2019年６月　当社取締役営業部統括部長兼東京支店長 2021年４月　当社取締役営業統括部長兼東京支店長現在に至る	2,000株
	選任理由 産業機械分野において海外営業に長く携わり、前職で培った豊富な知識と経験を活かし、当期の売上の他、営業部統括部長として営業活動全般で貢献しており、管理能力にも優れていることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事項があります。保険料は、当社９割、被保険者１割の比率で負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役３名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案につきまして監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	青木　透（あおき　とおる） （1961年７月11日生）	1984年４月　旭化成工業株式会社入社 1990年３月　株式会社日本エル・シー・エー入社 1992年７月　株式会社三和総合研究所（現 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）入社 2002年４月　株式会社UFJ総合研究所経営戦略第１部長 2006年４月　三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社経営戦略部長 2014年６月　同社執行役員コンサルティング・国際事業本部大阪副本部長兼組織人事戦略部長 2016年３月　同社退社 2016年４月　キャリバーマネジメントAOKI代表兼株式会社Consulente HYAKUNEN 最高顧問 2017年６月　当社社外取締役[監査等委員]現在に至る （重要な兼職の状況） キャリバーマネジメントAOKI代表 兼 株式会社Consulente HYAKUNEN 最高顧問	0株
	選任理由及び期待される役割の概要 青木　透氏は、長年に亘る経営に関するコンサルタント業務の知識や経験により、企業経営について豊富な知識と見識を有しており、それらを活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から監査等委員として適切な職務を執行していただけるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。青木　透氏には、当社は主としてそれらの知識や経験から当社監査体制の適切な運用を推進していただくことを期待しております。		
2	岡　健治（おか　けんじ） （1961年２月27日生）	1983年４月　株式会社マネイジメント・システム研究所入所 1990年２月　税理士登録（近畿税理士会） 1990年３月　岡会計事務所開設 2015年６月　三京化成株式会社 社外監査役 2019年６月　同社社外取締役[監査等委員]現在に至る （重要な兼職の状況） 税理士、三京化成株式会社 社外取締役[監査等委員]	0株
	選任理由及び期待される役割の概要 岡　健治氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、長年に亘り税理士として業務を行い、高度な税務・会計の知識や経験を有する他、企業の監査役や監査等委員である取締役も務めており、それらの知識や経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から監査等委員として適切な職務を執行していただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。岡　健治氏には、当社は主として税務・会計面からの企業体質及び監査体制の適正化の向上を図っていただくことを期待しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	平松　亜矢子（ひらまつ　あやこ） （1974年10月23日生）	2002年10月　弁護士登録（大阪弁護士会） 共栄法律事務所入所 2014年７月　大阪国税不服審判所 国税審判官 2018年７月　弁護士再登録（大阪弁護士会） 2018年８月　税理士登録（近畿税理士会） 2020年８月　共栄法律事務所パートナー 2020年４月　生駒市監査委員 2020年５月　大阪市行政不服審査会委員 2020年12月　豊中市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る （重要な兼職の状況） 共栄法律事務所パートナー、税理士	0株
	選任理由及び期待される役割の概要 平松亜矢子氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、長年に亘る弁護士及び税理士としての知識や経験を有する他、地方公共団体の監査委員等も務めており、それらの高度な専門的知識、経験等を当社の監査体制に反映していただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。平松亜矢子氏には、当社は主としてその専門的知識、経験等を活かして、当社の監査体制の強化を適切に図っていただくことを期待しております。		

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 青木　透氏、岡　健治氏及び平松亜矢子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 青木　透氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって４年、岡　健治氏及び平松亜矢子氏は、新任の候補者となります。
4. 当社は、青木　透氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額まで責任を限定する契約を締結しており、再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、岡　健治氏及び平松亜矢子氏の選任が承認されました場合、同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事項があります。保険料は、当社９割、被保険者１割の比率で負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
6. 当社は、青木　透氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、岡　健治氏及び平松亜矢子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、当社は平松亜矢子氏が2020年８月からパートナーに就任しております共栄法律事務所に、契約書の作成、法律相談等の依頼を随時しておりますが、2017年10月以降の依頼はなく、それ以前の６年間においての依頼は６件、支払報酬総額は375万円であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案につきまして監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
なか　した　　しょう　いち 仲　下　　正　一 （1968年５月９日生）	1991年４月　株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2005年９月　同行退行 2005年10月　AIGエジソン生命株式会社（現 ジブラルタル生命保険株式会社）入社 2007年６月　株式会社ワントゥワンシナジー設立代表取締役 2009年６月　株式会社神津製作所（現 TMT神津株式会社）取締役 2015年４月　同社代表取締役 2015年５月　株式会社サンビジネスサポート代表取締役 2020年４月　株式会社藤井精密回転機製作所入社 2020年８月　同社代表取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社ワントゥワンシナジー 代表取締役 株式会社サンビジネスサポート 代表取締役 株式会社藤井精密回転機製作所 代表取締役	0株
選任理由及び期待される役割の概要 仲下　正一氏は、経営に関するコンサルティング業務や、事業会社の代表取締役として直接経営に携わられるなど会社経営に関して知識、経験があり、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、それらの経験等を当社の監査体制に適切に反映していただけるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。仲下　正一氏には、当社は主として企業価値の向上及び監査体制の強化に関し、多角的な視点でアドバイスをいただくことを期待しております。		

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　仲下　正一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

3.　当社は、仲下　正一氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏との間で同法第425条第１項に定める最低責任限度額まで責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事項があります。保険料は、当社９割、被保険者１割の比率で負担しております。仲下　正一氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

MEMO

●株主総会会場ご案内図●

会　場　大阪市中央区北久宝寺町三丁目５番12号　御堂筋本町アーバンビル11階
　　一般社団法人鐵鋼會館　５・６号会議室　　電話　06-6227-8221

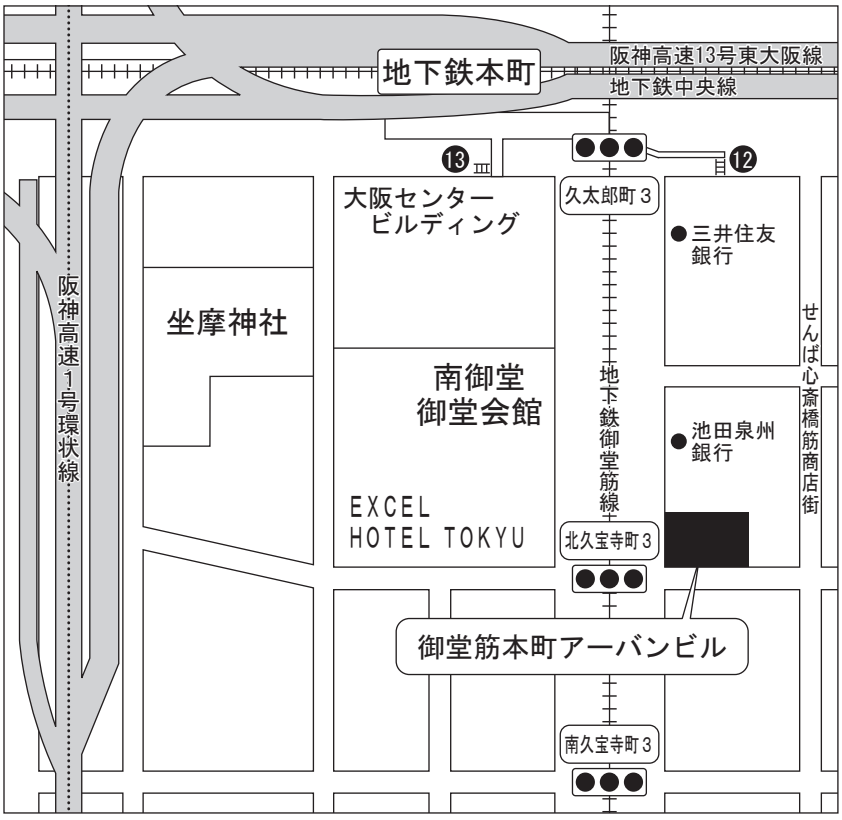

〔交通のご案内〕
●地下鉄御堂筋線・中央線「本町」駅から徒歩約２分（12番出口）

※申し訳ございませんが駐車場はございませんので、お近くの駐車場をご利用願います。

2021年６月７日

株主の皆様へ

株式会社テクノスマート

第87期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第87期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解、ご協力をお願い申しあげます。

記

１．当社の対応

○　株主総会の運営スタッフは、出席役員を含め、マスク着用で応対をさせていただきます。

○　受付及び会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。また、会場入場前に検温を実施させていただきます。

○　ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席は昨年と同様に間隔を空けた配置とさせていただきます。

２．株主様へのお願い

○　新型コロナウイルス感染防止のため、座席数も少なくなっておりますので、ご来場はできるだけ見合わせていただき、書面による議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。

○　株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

○　ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、当日までの健康状態に特段のご留意をお願いいたします。

○　当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、招集ご通知のご案内に従い、同封の「議決権行使書」用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、当社宛ご返送ください。

○　ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用、マスク着用及び検温について、ご協力をお願いいたします。

○　ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

以上、株主の皆様方にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解並びにご協力を賜りますよう、宜しくお願い申しあげます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合もございますので、適宜、当社ウェブサイト（http://www.technosmart.co.jp）をご確認いただければ幸いに存じます。

以　上